

令和6年第11回京田辺市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年11月20日（水）午前10時00分 開会

午前11時00分 閉会

場 所 市役所3階305会議室

会議日程

日程第1 教育行政報告

日程第2 議案第51号 京田辺市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正
について

日程第3 議案第52号 京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

日程第4 協議 財産取得について

日程第5 協議 令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）
(案)について

出席者

教育長	山岡 弘高
委員（教育長職務代理者）	藤原 孝章
委員	上村 真代
委員	藤井 直

（事務局出席職員）

教育部長	櫛田 浩子
教育指導監	片山 義弘
教育部副部長	古谷 隆之
教育総務室担当課長	平岡 孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又 靖志
学校教育課長	田原 曜
学校給食課長	西村 明
社会教育課長	出島 ケイ
社会教育課担当課長	七五三 和広

（事務局書記職員氏名）

教育総務室総務係長	近藤 隆充
教育総務室再任用主査	鈴木 勝浩

会議の要旨

○開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

○日程第1 教育行政報告

[報告]

前回の会議以降の教育行政関係行事について資料配付により報告。

[質疑]

(藤井委員)

市立小・中学校長会議では、どのようなお話をされたのか。

(教育長)

喫緊の課題、不登校、いじめ、ICT教育、学力向上を中心に話をした。また、教育委員会と学校との視点の違いから、意見の食い違いが生じることがあるので、多角的な視点を持てるように、お互い協議をする場が必要で、それが、児童生徒のためにつながるという話をさせていただいた。

○日程第2 議案第51号「京田辺市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤井委員)

今回の規則改正は、地教行法（以下、法）に基づく市長から意見聴取を行う仕組みについて、本来的な法に照らした方法を行うために見直しを行うことと、臨時の場合における法の規定に沿って教育長の委任に関する規定の見直しとの2つの組み合わせの改正か。

(事務局)

そのとおりである。予算においては、委員会の意見について教育長が代理するよう改正を行った。また、これに合わせて、予算以外の事項についても委員会が開けない場合には、法に基づき教育委員会の決定事項を教育長が代理できるように見直した。

(藤井委員)

委任するかどうかの判断基準は想定しているのか。

(事務局)

時間的な余裕がない場合に委任し、その後の委員会で報告することとする。

(藤原委員)

早急であるということから、リモート会議での開催は可能ではないか。他の自治体での事例は。教育委員会と行政との関係で大きな話であるので慎重に進めていただきたい。

(事務局)

予算編成において市が予算を作成できるタイミングが、議会上程のほんの数日の間しかなく、実質的に委員会を開催する暇が極めてないことから、教育予算の決定に係る市長からの意見聴取に関して、法に決められているやり方で行うため、教育長が委任代理できるよう改正することが今回の主な趣旨である。もちろん教育長の委任代理を乱用することはなく、これまでどおり委員会で決定を行っていくことに変更はない。

(事務局)

京都府内では城陽市を除いて教育長の委任代理の権限を整備している。

(藤原委員)

現在は技術的にもリモート会議での開催は可能ではないか。法令上や守秘義務等に制限があるのか。

(事務局)

委員ご指摘のように技術的には開催は可能であるので、法令や近隣の状況を見ながら研究・検討していきたい。

[採 決]

原案どおり可決された。

[会議の非公開]

日程第3から第5までは、教育長が議事の内容を踏まえ、会議を非公開とすることについて提案し、委員全員から同意が得られたため、会議を非公開とすることとなった。

○日程第3 議案第52号「京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第4 協議「財産取得について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤原委員)

財産取得するタブレット端末は新しく購入するのか。

(事務局)

購入だが、すでに有る分の更新である。

(藤原委員)

ソフトウェアの書き換えなのか、あるいは機器の入れ替えなのか。

(事務局)

機器の入れ替えである。

(藤原委員)

従来の端末はどうなるのか。

(事務局)

タブレット端末は、5年前に児童・生徒・教職員用を6,900台一括購入しており、その分の機器の保証が令和6年度末に切れる。今年度に教職員用の端末を更新し、古い430台は、期限が切れるまでの1年間、児童・生徒用の予備端末として使用していくと考えている。なお、現在のところ、児童・生徒用は来年度に更新を行う予定である。

(藤原委員)

児童・生徒用のタブレットは自分のものにならないのか。

(事務局)

市からの貸与であり、卒業により返却いただき、次の新入生の分にまわすこととなる。

(藤井委員)

小・中学校のコンピューター室の据え置き型の端末（以下、PC）の更新時期は。

（事務局）

コンピューター室で使用する据え置き型の端末は、計画的に更新しており、去年に更新したと記憶している。

（藤井委員）

国は学校におけるPCの活用について、新たな形での利用を通知しているが、一般的には多くの市町村がタブレット端末を既に導入しているため、必要なとの考え方を持っている場合が多いと考えられる。昨年、培良中学校の関係で彦根市の学校を視察したが、その際、小学校ではハイスペックPCを6台設置し、グループ学習での活用が行われていた。また、中学校でも40台のハイスペックPCが導入され、更新予算の枠内で収められている状況であった。

今後の高校までの流れで、特に大学入試において情報技術が重要視されることが予測されるため、中学校の技術家庭科の授業のあり方も大きく変わってくる。小学校においてもグループ学習を計画的に進めていく中で、図書室には子どもたちが使用できるPCがなく、コンピューター室もガランとしている状況であるのならば、コンピューター室のリニューアルは非常に重要であると考える。

（事務局）

小学校についてはタブレット導入により、コンピューター室をなかなか活用できていない部分があり、委員ご指摘の内容は課題であると考えている。

来年度に検討して令和8年度以降に新しい学校づくりプランとともに、コンピューター室のあり方を示した上で、今後、新しく部屋ごと更新できるように検討を行いたい。

（藤原委員）

図書室とコンピューター室がセットになった、「ラーニング・コモンズ」という発想を取り入れてみては。（意見提案）

○日程第5 協議「令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第4号）（案）について」

〔説明〕

（事務局）

資料に基づいて説明

〔質疑〕

（藤井委員）

予算査定が厳しいと考えるが、学級増の部分について予算確保の見通しは。

(事務局)

学級増に対応した予算要求時期は毎年今頃であり、確保の見通しは、市全体での判断であり、予算財政上も厳しいところであり楽観はできないが、学級増の場合は備品の購入は必須であることから、しっかりと対応していきたい。

(藤井委員)

特に田辺中学校での5クラス増は、あらゆる面での難しさが出てくるが、学校とのやりとり状況は。

(事務局)

5クラス増に向けては普通教室の確保とその分の備品の購入が必要となる中で、教室確保はできる見通しであり、これに対応した備品の要求を行う。

ただし、田辺中学校は大規模校であるので、1クラス増でも教員の配置が変わってくることから、これからも丁寧に対応していきたい。

[採 決]

原案どおり可決された。

[会議を非公開とすることの終了宣言]

非公開事件の議事日程が終了したため、教育長が、会議を非公開とすることの終了を宣言した。

○その他

なし

○閉会宣言

教育長が閉会の宣言をした。

〈この会議録は、議題及び議事の大要を記載したものである。〉